

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年8月12日(2010.8.12)

【公表番号】特表2010-522468(P2010-522468A)

【公表日】平成22年7月1日(2010.7.1)

【年通号数】公開・登録公報2010-026

【出願番号】特願2009-554495(P2009-554495)

【国際特許分類】

H 04 W 28/04 (2009.01)

H 04 W 84/12 (2009.01)

H 04 W 80/02 (2009.01)

H 04 W 4/06 (2009.01)

【F I】

H 04 Q 7/00 2 6 3

H 04 Q 7/00 6 3 0

H 04 Q 7/00 6 0 1

H 04 Q 7/00 1 2 7

【手続補正書】

【提出日】平成21年6月23日(2009.6.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

受け取り確認を管理する方法であつて：

データおよび受け取り確認を接続と同定する段階と；

前記受け取り確認のどれが消去できるかを判定する段階と；

消去できる前記受け取り確認を、単一の受け取り確認で置き換える段階と；

該単一の受け取り確認を送信する段階とを有する、

方法。

【請求項2】

前記同定する段階がさらに、送信待ち行列内のヘッダを調べる段階を有する、請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記調べる段階がさらに、前記ヘッダ内のフラグを調べる段階を有する、請求項2記載の方法。

【請求項4】

前記判定する段階がさらに、どの受け取り確認が共通の接続からであるかを判定する段階を有する、請求項2記載の方法。

【請求項5】

前記ヘッダ内のシーケンス番号を読むことをさらに含む、請求項4記載の方法。

【請求項6】

前記単一の受け取り確認が受け取り確認される前記データの最高のシーケンス番号をもつ、請求項5記載の方法。

【請求項7】

送信されるべきペイロード・パケットがあるかどうかを判定する段階と；

前記ペイロード・パケット内において前記单一の受け取り確認を送信する段階とをさらに有する、

請求項 1 記載の方法。

【請求項 8】

前記接続がTCP接続である、請求項 1 記載の方法。

【請求項 9】

前記受け取り確認がTCP受け取り確認であり、前記单一の受け取り確認がTCP受け取り確認である、請求項 1 記載の方法。

【請求項 10】

受け取り確認を管理する方法であって：

データを受信する段階と；

接続を追跡する段階と；

所定数のチャネル時間割り当てのための十分なデータがあるかどうかを判定する段階と；

前記所定数のチャネル時間割り当てのための十分なデータがある場合に、ある選択された接続について前記受け取り確認を生成する段階とを有する、

方法。

【請求項 11】

データが到着するのが頻繁すぎる場合に受け取り確認を差し控えることをさらに含む、請求項 10 記載の方法。

【請求項 12】

請求項 10 記載の方法であって、

リモート・デバイスによって転送されたセグメント受け取り確認を途中で捕らえる段階と；

前記データがすでに受け取り確認されているかどうかを判定する段階と；

前記データがすでに受け取り確認されていれば、前記セグメント受け取り確認を破棄する段階と；

前記データがまだ受け取り確認されていなければ、前記セグメント受け取り確認を転送する段階とを有する、

方法。

【請求項 13】

要約レポートを受信する段階をさらに有する、請求項 10 記載の方法。

【請求項 14】

前記接続がTCP接続である、請求項 10 記載の方法。

【請求項 15】

前記受け取り確認がTCP受け取り確認である、請求項 10 記載の方法。

【請求項 16】

前記受け取り確認を单一の受け取り確認に集積する段階をさらに含む、請求項 10 記載の方法。

【請求項 17】

受け取り確認を管理する装置であって：

データおよび受け取り確認を接続と同定する手段と；

前記受け取り確認のどれが消去できるかを判定する手段と；

消去できる前記受け取り確認を、单一の受け取り確認で置き換える手段と；

該单一の受け取り確認を送信する手段とを有する、

装置。

【請求項 18】

前記同定する手段がさらに、送信待ち行列内のヘッダを調べる手段を有する、請求項 17 記載の装置。

【請求項 19】

前記調べる手段がさらに、前記ヘッダ内のフラグを調べる手段を有する、請求項18記載の装置。

【請求項20】

前記判定する手段がさらに、どの受け取り確認が共通の接続からであるかを判定する手段を有する、請求項18記載の装置。

【請求項21】

前記ヘッダ内のシーケンス番号を読む手段をさらに有する、請求項20記載の装置。

【請求項22】

前記单一の受け取り確認が受け取り確認される前記データ・パケットの最高のシーケンス番号をもつ、請求項21記載の装置。

【請求項23】

送信されるべきペイロード・パケットがあるかどうかを判定する手段と；

前記ペイロード・パケット内において前記单一の受け取り確認を送信する手段とをさらに有する、

請求項17記載の装置。

【請求項24】

前記接続がTCP接続である、請求項17記載の装置。

【請求項25】

前記受け取り確認がTCP受け取り確認であり、前記单一の受け取り確認がTCP受け取り確認である、請求項17記載の装置。

【請求項26】

受け取り確認を管理する装置であって：

データを受信する手段と；

接続を追跡する手段と；

所定数のチャネル時間割り当てのための十分なデータがあるかどうかを判定する手段と；

前記所定数のチャネル時間割り当てのための十分なデータがある場合に、ある選択された接続について前記受け取り確認を生成する手段とを有する、装置。

【請求項27】

データが到着するのが頻繁すぎる場合に受け取り確認を差し控える手段をさらに有する、請求項26記載の装置。

【請求項28】

請求項26記載の装置であって、

リモート・デバイスによって転送されたセグメント受け取り確認を途中で捕らえる手段と；

前記データがすでに受け取り確認されているかどうかを判定する手段と；

前記データがすでに受け取り確認されていれば、前記セグメント受け取り確認を破棄する手段と；

前記データがまだ受け取り確認されていなければ、前記セグメント受け取り確認を転送する手段とを有する、

装置。

【請求項29】

要約レポートを受信する手段をさらに有する、請求項16記載の装置。

【請求項30】

前記接続がTCP接続である、請求項16記載の装置。

【請求項31】

前記受け取り確認がTCP受け取り確認である、請求項26記載の装置。

【請求項32】

前記受け取り確認を单一の受け取り確認に集積する手段をさらに含む、請求項26記載

の装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

受け取り確認を管理する方法および装置であって、データおよび受け取り確認がある接続と同定し、受け取り確認のどれが消去できるかを判定し、消去できる受け取り確認を单一の受け取り確認で置き換え、該単一の受け取り確認を送信することを含むものが記載される。受け取り確認を管理するための代替的な方法および装置であって、データを受信し、接続を追跡し(keep track of)、所定数のチャネル時間割り当てのための十分なデータがあるかどうかを判定し、前記所定数のチャネル時間割り当てのための十分なデータがある場合に、選択された接続についての受け取り確認を生成することを含むものが記載される。上記二つの方法の組み合わせであるさらにもう一つの代替的な方法も記載される。